

表1 再生医療／細胞・組織加工製品の開発に係わる主な省令、通知、指針等

文書名	初版／最新版 (平成 26 年 3 月現在)	備考
ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針	平成 18 年 7 月 3 日厚生労働省告示第 425 号／平成 22 年 11 月 1 日厚生労働省告示第 380 号	ヒト幹細胞臨床研究が社会の理解を得て、適正に実施・推進されるよう、個人の尊厳と人権を尊重し、かつ、科学的知見に基づいた有効性及び安全性を確保するための指針。
生物由来原料基準	平成 15 年 5 月 20 日厚生労働省告示第 210 号／平成 17 年厚生労働省告示第 177 号 2005 年 3 月 31 日	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器に使用されるヒトや動物に由来する原料又は材料について、製造に使用される際に講ずべき必要な措置に関する基準を定めることにより、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保することを目的とする。
細胞・組織利用医薬品等の取扱い及び使用に関する基本的考え方	平成 12 年 12 月 26 日医薬発第 1314 号別添 1	「生物由来原料基準」と併せて GTP を形成する。細胞・組織を取り扱う際の基本的要件を示すとともに、細胞・組織を利用した製品の品質・安全性、並びに細胞・組織の取扱いに関する科学的及び倫理的妥当性を確保することを目的とする。
ヒト（自己）体性幹細胞加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する指針	平成 24 年 9 月 7 日薬食発第 0907 第 2, 3, 4, 5, 6 号	ヒト幹細胞を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保のための基本的な技術要件を定めたもの。自己体性幹細胞、同種体性幹細胞、自己 iPS（様）細胞、同種 iPS（様）細胞および ES 細胞加工医薬品等に特化した留意事項を示した。
ヒト（同種）体性幹細胞加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する指針		
ヒト（自己）iPS（様）細胞加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する指針		
ヒト（同種）iPS（様）細胞加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する指針		
ヒト ES 細胞加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する指針		
ヒト（自己）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保に関する指針	平成 20 年 2 月 8 日薬食発第 0208003 号	ヒト細胞・組織を加工した医薬品又は医療機器について品質及び安全性の確保のための基本的な技術要件について定めたもの。細胞提供者が自己（患者本人）の場合と同種（他人）の場合を区別して整理し、それぞれの注意事項をまとめている。
ヒト（同種）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保に関する指針	平成 20 年 9 月 12 日薬食発第 0912006 号	GLP 省令。非臨床試験施設の構造設備、標準操作手順書の作成、動物の管理、プロトコールや最終報告書の作成などを規定。承認申請時に提出する非臨床安全性試験の結果は GLP に従っていることが原則。
医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	平成 9 年 3 月 26 日厚生省令第 21 号／平成 20 年厚生労働省令第 114 号	GLP 省令。非臨床試験施設の構造設備、標準操作手順書の作成、動物の管理、プロトコールや最終報告書の作成などを規定。承認申請時に提出する非臨床安全性試験の結果は GLP に従っていることが原則。
医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 37 号／平成 20 年厚生労働省令第 115 号	GMP 省令。医薬品及び医薬部外品の製造販売承認の要件として、医薬品および医薬部外品の製造所における製造管理・品質管理の基準を定めたもの。
医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	平成 16 年 12 月 24 日厚生労働省令第 179 号	QMS 省令医薬品の GMP 省令に相当。医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売承認の要件として、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理・品質管理の基準を定めたもの。
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	平成 16 年 12 月 17 日厚生労働省令第 169 号	治験薬 GMP。企業から提供を受けた医薬品を治験薬として取り扱う際の製造管理・品質管理等の基準。
治験薬の製造管理、品質管理等に関する基準（治験薬 GMP）	平成 20 年 7 月 9 日薬食発第 0709002 号別添	ヒト自己由来細胞・組織加工製品の GMP。患者本人から直接細胞・組織を採取するという特殊性等を踏まえた製造管理・品質管理の考え方。
ヒト（自己）細胞・組織加工医薬品等の製造管理・品質管理の考え方について	平成 20 年 3 月 27 日薬食監麻発 0327025 号	GCP 省令。治験を依頼する者、治験を自ら（医師主導治験）実施しようとする者に係る「治験の準備に関する基準」及び「治験の管理に関する基準」、治験を実施する医療機関が行うべき「治験を行う基準」などを定めたもの。
医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号／平成 24 年 12 月 28 日厚生労働省令第 161 号	
医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号／平成 25 年 2 月 8 日厚生労働省令第 11 号	

## 2.1 ヒト幹細胞を用いる臨床研究

「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」は、ヒト幹細胞を用いる臨床研究が社会の理解を得て、適正に実施・推進されるよう、個人の尊厳と人権を尊重しつつ科学的知見に基づいた有効性及び安全性を確保するために、遵守すべき事項を定めたものである。最近の話題としては、ヒト胚性幹（ES）細胞を含むヒト幹細胞の樹立と分配に関して、平成25年4月に改正案が出されたことである。まず指針の適用範囲においては、疾病の治療を目的として、人の体内にヒト幹細胞等を移植又は投与する臨床研究のみならず、臨床研究における使用を目的としてヒト幹細胞等を調整又は保管する研究にも括げられた。また対象となるヒト幹細胞等においては、これまでヒトES細胞を用いる臨床研究は実施しないこととされていたが、一部のヒトES細胞を用いた臨床研究が可能となった。一部のES細胞には、①外国で樹立されたヒトES細胞で、文部科学省の「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」と同等の基準に基づき樹立されたものと認められるもの、②文部科学省の関連指針におけるヒトES細胞の臨床研究利用に関する考え方方が示された後に、新規に樹立するヒトES細胞、が該当する。現時点においては、文部科学省の「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」に基づき国内で既に樹立されたヒトES細胞は、樹立・使用が基礎研究に限定されており、臨床利用におけるインフォームド・コンセントが不明確である理由から、品質及び安全性が確保されている場合であってもそのまま臨床研究に用いることができないとされている。

## 2.2 「細胞・組織利用医薬品等の取扱い及び使用に関する基本的考え方」

「細胞・組織利用医薬品等の取扱い及び使用に関する基本的考え方」は、細胞・組織を取り扱う際の基本的要件を示すとともに、細胞・組織を利用した製品（医薬品・医療機器および再生医療製品、加工の有無に拘わらない）の品質・安全性、並びに細胞・組織の取扱いに関する科学的および倫理的妥当性を確保することを目的とし、製品の承認後のみならず、治験時においても適用される。この「基本的考え方」の中で製品の安全性に関して最も強調されているのは、細菌、真菌、ウイルス等の汚染の危険性への対策である。なお、日本のGTP（good tissue practice）は、この「基本的考え方」と生物由来原料基準とで形成されている。

## 2.3 ヒト（自己／同種）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保に関する指針

「ヒト（自己）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保に関する指針」と「ヒト（同種）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保に関する指針」は、ヒト細胞・組織を加工した医薬品又は医療機器について品質及び安全性確保のための技術要件についてまとめたもので、製造販売承認申請時のみならず、治験開始の際に求められる資料についても記されている。ヒト（自己）由来製品とヒト（同種）由来製品との間の根本的な差異は、自己由来の細胞・組織を用いる場合には、その細胞・組織を介する感染症伝播のリスク及び免疫学的な問題が理論上無いことである。しかし、自己由来であっても製造工程におけるクロス kontaminationの問題や、製造従事者・医療従事者等の安全上の問題は同種由来の場合と同様に存在する。また、培養工程においてウイルスが増殖するリスクを考慮することが必要な場合もある。さらに、自己由来の場合、個別製品の製造となるので、それらの品質のばらつきを最小限にとどめる工夫が必要な反面、製品レベルでの各種試験の実施に試験検体の量的制約がある。それらに留意した合理的な品質確保の方策（製造工程のより厳密な恒常性維持・管理など）を採用する必要がある。また自己由来であっても、遺伝子改変細胞の場合には相応の留意が必要である。

## 2.4 ヒト幹細胞加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する5指針

ヒト体性幹細胞、ヒトES細胞、ヒトiPS細胞等のヒト幹細胞を加工した製品のより早期の実用化のために、これらに特化した品質及び安全性確保に関する留意事項について記した指針が、平成24年9月に発出された。ヒト幹細胞加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する5指針（自己体性幹細胞、同種体性幹細胞、自己iPS（様）細胞、同種iPS（様）細胞、ES細胞）である。これらの指針のまえがきには、治験開始における基本的な考え方として、明らかに想定される製品のリスクを現在の学問・技術を駆使して排除し、その科学的妥当性を明らかにした上で、製品に付随するリスクの「所在」と「その重み」だけではなく、「患者が新たな治療機会を失うことにより被るかもしれないリスク」すなわ

ち医療としてのリスクの勘案することとある。またリスク・期待されるベネフィットの情報を開示した上で、治験に入るかは患者の自己決定権に委ねるという視点を合わせて評価することの重要性が示されている。iPS（様）細胞加工製品においては、原材料の細胞は特定の治療（目的に）に適う品質・有効性・安全性を有する最終製品を製造するのに適切な細胞であれば良く、三胚葉系への分化等は必須ではないことから、iPS細胞ではなくiPS（様）細胞と表記されている。言い換えると、製品製造における最も理想的な原材料は、十分に解析され、安定で増殖性を有し、更新も安定供給も可能で、目的細胞に適切に分化できる細胞（バンク）や中間細胞株ということである。セルバンク樹立の目的は、最終製品の品質の安定性・継続性の確保にあり、このことは他の生物製剤の製造にも共通する。さらにiPS（様）細胞加工製品の安全性においては、最終製品における未分化細胞の存在による異所性組織形成や腫瘍形成・がん化の可能性などが重要な関心事であるが、混在の可能性を否定するか、あるいは、目的細胞からの未分化細胞の除去／不活性化による混在の可能性を最小限にする努力が求められている。

#### おわりに

神戸の理化学研究所と先端医療センター病院の滲出性加齢黄斑変性症の治療を目的とした自己iPS細胞由来網膜色素上皮細胞を用いた臨床研究計画が、平成25年7月に厚生労働大臣に了承されたことを受けて、世界初のiPS細胞治療が平成26年夏にも行われる予定である。iPS/ES細胞などの再生医療に関する科学技術の進歩は日覚ましく、その臨床応用に社会的な期待は非常に高いものの、再生医療製品への実用化に向けた品質・安全性を確保するための基盤技術の整備は遅れているのが現状である。iPS/ES細胞加工製品をはじめとする再生医療製品の品質・安全性評価においては、未知な部分が多い先端的製品であるため、従来の国内指針や国際的な生物製剤製造ガイドラインで対応できないケースも多く、新たに適切な評価技術を樹立することが火急の課題となっている。製品の品質および安全性の評価方法を開発・提供するための先導的研究を行い、規格・基準等の設定を含む品質管理方法に関する広範な研究を強化し、科学的な見識を持って指針・ガイドライン等に反映させていくことが、再生医療製品のさらなる実用化に重要である。

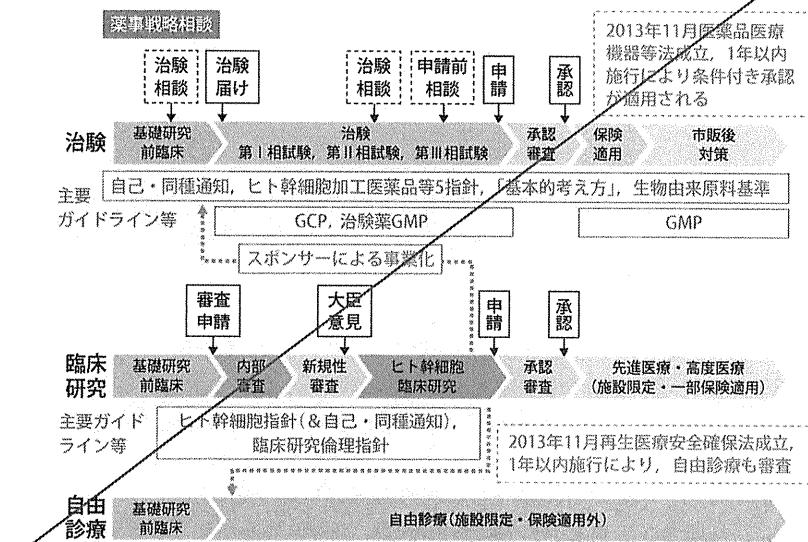
(8)), といった項目が盛り込まれた。これらをさらに（自己／同種）体性幹細胞、（自己／同種）iPS（様）細胞、ES 細胞加工製品に特化した五つの指針（薬食発 0907 第 2 号、薬食発 0907 第 3 号、薬食発 0907 第 4 号、薬食発 0907 第 5 号、薬食発 0907 第 6 号）が、2012 年 9 月 7 日に通知された。

一方、医療行為としての再生医療を裏打ちする 2006 年 7 月 3 日の「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（全面改訂版 2010 年 11 月 1 日厚生労働省告示第 380 号：2013 年 10 月厚生労働省告示第 371 号）」、2010 年 3 月 30 日の「医療機関における自家細胞・組織を用いた再生・細胞医療の実施について」（医政発 0330 代 2 号）、翌年 4 月 28 日の「再生・細胞医療に関する臨床研究から実用化への切れ目のない移行を可能にする制度的枠組みについて」（医政発 0428 第 11 号；医薬発 0428 第 4 号）、などが発出された。内閣は 2012 年 6 月 6 日に医療イノベーション 5 カ年戦略を策定、厚生労働省・文部科学省・経済産業省が互いに連携し、再生医療の迅速な実現に向け、基礎から臨床にわたるシームレスな研究開発の支援と審査体制の強化（PMDA の増員など）、承認の迅速化、再生医療関連産業の基盤整備と振興といった方針を打ち出した。

さらに 2013 年 4 月 26 日、議員立法の「再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の統合的な推進に関する法律（再生医療推進法）」が、11 月 20 日には「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（再生医療法）」と、再生医療等製品を医薬品や医療機器と区別し、その特性に応じた条件付き早期承認などを可能にする「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法、いわゆる改正薬事法）」が成立、再生医療はこれに特化した法的位置づけで扱われることになった。これらの法律に関連する政省令等の整備が 11 月までに行われ、法律が正式に施行される。

最終目標を再生医療の産業化とした場合、研究開発の振興と合理的な規制の整備と運用は効率、効果的に目標達成に向けて推進・加速を図るための車の両輪である。この両輪共に国際的優位性を確保していくことが肝要である。

#### 四 細胞・組織利用医薬品等の開発から使用までの各種のあり方



## 法規制

ほうきせい

legislative regulation

関連用語 薬事規制当局 (●) 医事規制当局 (●) 公定書・基準 (●) 指針 (●) 審議会 (●)

日本において、ヒトまたは動物の細胞に培養その他の加工を施したもの用いた再生医療等（再生医療または細胞治療）を規制する根拠となる法律には、「医療」に関するものと「製品」に関するものの二つがある。医師・歯科医師が自らの患者に「医療」を施すことを目的に、ヒトまたは動物の細胞に医師・歯科医師が自ら加工を施し、これを患者に投与することは、『医師法』『医療法』等の医事関連法規の下で行われている。『再生医療等の安全性の確保等に関する法律』施行後は、医師・歯科医師は細胞の加工を外部の「特定細胞加工物製造業者」に委託することが可能となる一方で、その区分に応じて、再生医療等提供計画を厚生労働大臣等に提出しなければならない。

一方、ヒトまたは動物の細胞に培養その他の加工を施し、再生医療等用いられる目的とした製品（再生医療等製品〔細胞・組織加工医薬品等〕）を製造販売する場合には、『薬事法』の規制を受け、薬事法に基づき、品質、有効性および安全性を審査のうえ、厚生労働省の製造販売承認を受けなければならない。2013年改正の『薬事法』の施行にともない、法律名が『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』（略称『医薬品医療機器等法』）に変更されるとともに、再生医療等製品（遺伝子治療用製品を含む）は、医薬品からも医療機器からも独立した第3のカテゴリーとして分類される。再生医療等製品のうち、申請に係る再生医療等製品が均一でない場合、治験により効能、効果または性能を有すると推定され、安全性の確認が行われたものは条件および期限付製造販売承認を得ることができるようになるなど、特別な規制が適用される。

なお、欧米では緊急時や治験等の例外を除き、ヒトまたは動物の細胞に培養その他の加工を施したもの臨床適用する場合には、「医療」か「製品」かの区別なく、その有効性、安全性および品質について品目ごとに規制当局の審査（欧州では通常品目は欧州医薬品庁〔EMA〕、病院内等で個々の患者に限定的に使用されるものは各国規制当局）を受け承認を得なければならない。

〔佐藤 大作、佐藤 陽治〕

## 薬事規制当局

やくじきせいとうきょく

drug regulatory authority

関連用語 法規制（●） 医事規制当局（●） 公定書・基準（●） 指針（●） 審議会（●）

薬事法に基づく規制を担当する組織。薬事法を所管する厚生労働省医薬食品局は薬事規制当局である。同様に、薬事法上の委任を受けて厚生労働大臣の権限の一部である医薬品等（再生医療等製品を含む）の製造販売承認審査、安全対策、GMP調査等の業務を行う独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）も、薬事規制当局といふことができる。日本では、製造販売業の許可や監督等の業務は薬事法上、都道府県知事等の地方自治体が担っており、都道府県庁等も同様に薬事規制当局である。

なお、米国では食品医薬品局（FDA）、EUでは欧州医薬品庁（EMA）が再生医療等製品に関する中心的な薬事規制当局である。また、EU加盟各政府には個々に薬事規制当局が存在し、再生医療等製品については製造（GMP等）および臨床試験に関する審査・助言等を行っている。

〔佐藤 大作、佐藤 陽治〕

## 医事規制当局

いじきせいとうきょく

medical regulatory authority

関連用語 法規制（●） 薬事規制当局（●） 公定書・基準（●） 指針（●） 審議会（●）

日本での医療行為としての再生医療等（再生医療・細胞治療）に必要な規制は厚生労働省が行っている。再生医療を含む医行為に関する規制を行う『医師法』、『医療法』、『再生医療等の安全性確保等に関する法律』等を所管し、規制権限を有するのは厚生労働省医政局および同省健康局であり、医事規制当局という。再生医療等の臨床研究（がんを対象にした細胞治療以外）は厚生労働省医政局が所管する一方、がんを対象にした細胞治療は健康局が所管している。なお、臓器移植および造血幹細胞移植は健康局の所管である。『再生医療等の安全性の確保等に関する法律』に基づく再生医療等提供計画の提出、再生医療等委員会の認定等は、同省医政局および厚生労働省地方厚生局が所管することとなる。

日本では、病院等の開設許可や監督等の業務は医療法上も都道府県知事等の地方自治体が担っており、都道府県庁等も同様に医事規制当局である。

〔佐藤 大作、佐藤 陽治〕

## 公定書・基準

こうていしょ・きじゅん

official compendium/standard/good practice

関連用語 法規制（●） 薬事規制当局（●） 医事規制当局（●） 指針（●） 審議会（●）

公定書とは、ある目的のもとに政府が法律に基づいて規格や基準を定めて公布する書物を指す。厚生労働省が発出する公定書としては、『薬事法』第41条に基づき医薬品の性状および品質の適正を図るために厚生労働大臣が定めて公示する医薬品品質規格書である『日本薬局方』、食品衛生法第21条に基づき作成される『食品添加物公定書』が代表的なものである。

同様に、『薬事法』第42条に基づき厚生労働大臣が保健衛生上特別の注意を要する医薬品について、その製法、性状、品質、貯法等に関し必要な基準（standard）を示したものとして、『放射線医薬品基準』『生物学的製剤基準』『血液型判定用抗体基準』『生物由来原料基準』『薬事法第42条第1項の規定により厚生労働大臣が定める体外診断用医薬品の基準』がある。医薬品の品質確保の適正化の観点から、厚生労働省医薬食品局の行政通知により作成している『日本薬局方外医薬品規格』『日本薬局方外生薬規格』『医薬品添加物規格』『体外診断用医薬品原料規格』等も品質規格書である。

また、このほかに『薬事法』上の医薬品等の製造販売承認の要件としてその製造販売業者が遵守しなければならない基準（good practice）として、同法第14条第2項第4号に基づく『医薬品および医薬部外品の製造管理および品質管理の基準に関する省令』（GMP省令）、『医療機器および体外診断用医薬品の製造管理および品質管理の基準に関する省令』（QMS省令）や、製造販売承認申請を行う際の申請資料作成のためのデータの信頼性基準である『医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令』『医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令』（上記2省令を併せてGLP省令と呼ぶ）、『医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令』『医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令』（上記2省令をあわせてGCP省令と呼ぶ）、さらにGCP省令を根拠にした『治験薬の製造管理、品質管理等に関する基準（治験薬GMP）』などがある。

[佐藤 大作、佐藤 陽治]

## 指針

しじん

guidelines/guidance

関連用語 法規制（●） 薬事規制当局（●） 医事規制当局（●） 公定書・基準（●） 審議会（●）

複数の者に対して行政指導を行う場合に、行政指導に共通してその内容となるべき事項を定めたものが行政機関の発出する指針である（行政手続法第2条）。米国の中行機関が発行する guidance に対応するもの。直接的な法的拘束力はないが、関係者が遵守すべき事項を定めたものである。日本の行政機関の発出する指針は、通常、所轄の省庁の大蔵告示や局長通知、または課長通知の形がとられる。

再生医療等（再生医療・細胞治療）の臨床研究に関する指針としては、厚生労働省の『ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針』『臨床研究に関する倫理指針』『ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針』『疫学研究に関する倫理指針』などのほか、文部科学省の『ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針』『ヒトES細胞の使用に関する指針』などが挙げられる。細胞に遺伝子工学的の変更を加える場合は、厚生労働省『遺伝子治療臨床研究に関する指針』も適用される。

薬事法上の再生医療等製品（細胞・組織加工医薬品等）に関する主な指針としては、医薬食品局長通知の『細胞・組織利用医薬品等の取扱い及び使用に関する基本的考え方』のほかに、再生医療等製品の品質及び安全性確保のための基本的な技術要件について定めた同局長通知の『ヒト（自己）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保に関する指針』『ヒト（同種）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性確保に関する指針』や、由来細胞種の『ヒト（自己）体性幹細胞加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する指針』『ヒト（同種）体性幹細胞加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する指針』『ヒト（自己）iPS（様）細胞加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する指針』『ヒト（同種）iPS（様）細胞加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する指針』『ヒトES細胞加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する指針』などがある。また、細胞に遺伝子工学的の変更を加える場合には、同局長通知『遺伝子治療用医薬品の品質及び安全性の確保に関する指針』も適用される。

[佐藤 大作, 佐藤 陽治]

## 審議会

しんぎかい

council

関連用語 法規制 (●) 薬事規制当局 (●) 医事規制当局 (●) 公定書・基準 (●) 指針 (●)

一般に、行政機関や民間組織に設置される合議制諮問機関をいう。国の行政機関では、『国家行政組織法』第8条に基づき、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理するために合議制の機関を置くことができるとされている。臨床研究としての再生医療等（再生医療・細胞治療）に関する国の行政機関の審議会としては、厚生労働省が設置する厚生科学審議会があり、同審議会の科学技術部会および同部会の各種専門委員会でヒト幹細胞を用いた臨床研究の計画、ヒト幹細胞に関する指針等について調査・審議がなされる。再生医療等製品を含む薬事法上の医薬品等の品質・有効性・安全性の確保のための製造販売承認、公定書などの規格基準の設定に関しては、同省が設置する薬事・食品衛生審議会およびその部会・調査会で審議される。

また、ヒトES細胞を利用した研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、疫学研究等の研究指針等については、厚生労働省または経済産業省の審議会と合同で、文部科学省の科学技術・学術審議会の生命倫理・安全部会において調査・審議される。なお、経済産業省の産業構造審議会の知的財産分科会では、再生医療等製品の特許権の存続期間等の検討が行われている。

[佐藤 大作, 佐藤 陽治]

## リスクベースアプローチ

risk-based approach

関連用語 法規制 (●) 薬事規制当局 (●) 医事規制当局 (●) 公定書・基準 (●) 指針 (●)

前例主義的な安全対策ではなく、目的とする製品の性質に固有、かつその品質・安全性・有効性に関連するリスク要因を探り当てるなどをベースにし、その影響の重みを科学的に評価することにより製品開発や規制などの方針・内容を定めるという考え方である。ここでいうリスクとは、ある目的（有効性・安全性など）の達成を阻害する物事を指す。日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）品質リスクマネジメント・ガイドライン（Q9）でも採用されており、今日では医薬品の開発・規制の一般的な原則であるが、ことに再生医療製品では重要とされている。その理由は再生医療製品は多様性にある。すなわち原料、製造工程、最終製品の形態、使用法がさまざまで、製品ごとにリスクの所在・重大性や品質評価・品質管理のポイントも固有なため、品質・安全性の確保にはリスク分析を基礎にしたケースバイケースの対応が必要と考えられるからである。

[佐藤 大作, 佐藤 陽治]

## 海外規制当局

かいがいきせいとうきょく

foreign regulatory authority

関連用語 法規制 (●) 薬事規制当局 (●) 医事規制当局 (●) リスクベースアプローチ (●)

海外の再生医療の法規制では、日本のように「医療」か「製品」かの区別はなく、緊急時や臨床試験等の例外を除き、ヒトまたは動物の細胞に培養その他の加工を施したもの臨床適用する場合には、その有効性、安全性および品質について品目ごとに規制当局の審査を受け承認を受けなければならない。

日本における2013年改正の『薬事法』（『医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律』に改称）にある「再生医療等製品」に該当する製品群を規制する海外の代表的な機関としては、米国の食品医薬品

局（FDA）、EU の欧洲医薬品庁（EMA）が挙げられる。米国および EU では、「再生医療等製品」に該当する製品群は、それぞれ「公衆衛生サービス法 351 条適用のヒト細胞・組織または細胞・組織由来製品」(351HCT/P)、「先進医療医薬品」(ATMP) と呼ばれている。

FDA は米国内での 351HCT/P の臨床試験、製造 (GMP 等)、販売承認に関する審査・助言等を行う。米国では 351HCT/P は、製品の主な作用様式が医薬品的ならば生物製剤、医療機器的ならば医療機器と見なされる。FDA で生物製剤を担当する部署は生物製剤評価研究センター (CBER)、医療機器を担当する部署は医療機器放射線保健センター (CDRH) であるが、351HCT/P の受付窓口は CBER となっている。

EMA は、EU 域内の国境を越えて流通する ATMP の販売承認の審査・助言等を行う。EU でヒト用医薬品の販売承認審査を行うのはヒト用医薬品委員会 (CHMP) であるが、ATMP の販売承認審査に関しては多分野の高い専門性が要求されるため、CHMP での審査の前に、先進治療委員会 (CAT) において審査が行われる。なお、EU では ATMP の製造 (GMP 等) および臨床試験に関する審査・助言等は EU 加盟各国の規制当局が行うことになっている。EU 加盟国の規制当局としては、例えばイギリス医薬品庁 (MHRA)、ドイツのポール・エールリッヒ研究所、フランスの保健製品衛生安全庁 (AFSSAPS) などがある。

[佐藤 大作、佐藤 陽治]

